

指導者の確保等について(たたき台)

【30.6.18版】

I 指導者の確保について

1 基本的な考え方

基本コンセプトを踏まえ、舞台芸術科(仮称)としての特色ある教育活動を展開できるように、専門的な知識を持つ外部講師と教諭のチーム・ティーチングによる指導を実施する。

2 指導者の招致方針

(1) 舞台芸術関連の科目については、多様な分野から、実践的な創作活動を行っている専門家等を、広く外部講師として招致する。

その際、例えば介護など人と接する業務で演劇的要素を取り入れている職業の方の招致についても検討する。

(2) K A A T(神奈川芸術劇場)、青少年センター、大学などの教育機関等の外部機関との連携により、優れた指導者を招致する。

II 指導者のあり方について

1 取りまとめを担当する指導者…学科長などの立場の教員

- ・演劇的な要素を持って全体を見ることができる。(校内調整)
- ・講師を集めるにあたって、舞台芸術科(仮称)の基本コンセプトを理解した上で、主体的に関われる。
- ・外部団体との調整ができる。(渉外)

<制度としての立場>

- ・専任教員(教員免許状の教科は問わない。)

※ コーディネータに徹することができるように環境を整えることが必要

<指導者確保の考え方>

- ・教員免許状を持ち、舞台芸術科について深い理解と意欲を持った教員を配置(民間人材の活用も考慮。その際は学校の視点に立って考えることのできる人であること。)
- ・見識者によるサポートチーム(スタッフ集団)が配置されることが望ましい

2 当該校の教員で、舞台芸術科(仮称)を担当する教員

- ・舞台芸術の教育について一定の理解を持っている。
- ・専門家と協力するなどして、教材を開発することができる。
- ・教員免許状を持たない専門家とのチームティーチングを実施することができる。
その場合、協力して指導計画を作成したり、評価することなどができる。
生徒と専門家との間の調整をすることができる。
単元ごとに専門家が交替する場合、指導内容を整理し、専門家同士の調整ができる。

- ・直接舞台芸術に関する科目を担当しない場合でも、芸術的、文化的な素養を高める側面を他の一般の科目でも取り入れることができる。

<制度としての立場>

- ・専任教員(教員免許状の教科は問わない。)

<指導者確保の考え方>

- ・教員免許を持ち、当該校の舞台芸術科(仮称)について深い理解と意欲を持った教員を専任教員として配置。(公募制の活用も考慮)

3 専門的な内容に関する指導者…非常勤講師 等

- ・高校生に対して、モラルを持って指導することができる。
- ・それぞれの分野の専門家であるとともに、評価方法や多様な進路選択など高校生への指導について一定程度理解することができる。
- ・通年乃至は単元ごとに、指導計画に従って授業を担当し、評価することができる。
- ・教員免許状を有し単独で科目を担当する場合は、高校の科目としての指導計画を作成することができる。
また、専任教員とのチームティーチングで科目を担当する場合は、主担任と協働で指導・評価することができるとともに、主担任の指導計画作成に協力できる。

<制度としての立場>

- ・特別免許状による教員：社会的経験を有する者に、教育職員検定を経て免許を授与し、単独で科目を担当する。
例 看護師に教科「看護」の特別免許状を授与
- ・特別非常勤講師：多様な専門的知識・経験を有する者を教科の学習に迎え入れる。教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することができる。
例 調理師が、教科「家庭」の領域の一部として「調理実習」の授業を単独で実施
- ・専任教員とのチームティーチング：教員免許状がなくても、教員免許状を保有する教員と常時一緒に授業に携わる場合には、教科を担当することができる。

<指導者確保の考え方>

- ・次の団体等へ、推薦、紹介を依頼
大学・劇場等の関係団体、関連する教育を実施する専門学校・大学・大学院等、舞台芸術系科目を展開する他の県立高校、県内および近隣都県の劇団※
※ 対象劇団については、当協議会の構成員等から推薦をいただく。
- ・推薦、紹介をいただくにあたっては、多様な団体に依頼(少数の団体に限定されないよう配慮)
- ・(継続的な確保に向けて)学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の活用も検討
- ・将来的には卒業生の協力も検討